

景観形成基準（良好な景観形成のための景観形成基準は、以下のとおりです。）

＜建築物の基準＞

項目	景観形成基準
配置	建築物等の規模、位置及び高さは、周辺の景観と調和し、良好な景観の形成に努めること。 建築物の壁面の位置は、道路等の境界から後退し、ゆとりを設けることが望ましい。 周辺の景観に配慮し、景観の連続性を保つことが望ましい。
色彩	周辺の景観との調和に配慮し、けばけばしい色の使用を避け、一体感のある落ち着いた色彩に努めること。
意匠	周辺の景観との調和に配慮した形態とすること。 汚れにくく、耐久性のある材料を使用すること。 歴史的・文化的に優れた場所では、伝統的な建築物や周辺の景観と調和し、全体的に統一感のある意匠の建築に努めること。 建築物に付属する施設や設備等（ベランダやエアコンの室外機等）は、道路から見えにくい位置に配置し、景観に配慮した構造にすることが望ましい。 屋根や外壁は、地域の伝統的な材料（越前瓦等）や自然素材（木材等）を用いることが望ましい。
植栽等	敷地内では、積極的に緑化すること。 周辺の植生に適した種類の植栽に努めること。 生け垣、塀、柵などは、周辺の景観との調和に努めること。

良好な景観形成のイメージ



望ましい景観づくりを目指して

- ① 建築物の高さは、周辺まちなみとの調和に努める。
- ② 外壁の色彩は、けばけばしい色の使用を避ける。
- ③ コンクリート作りの建築物は陸屋根を配し、側面を瓦葺にするなど、周辺まちなみとの調和に努める。
- ④ 屋根の素材瓦は違和感を与えない色彩に努め、屋根の勾配をできるだけ揃える。



- ⑤ エアコンの室外機などは、道路から見えにくい位置に配置し、景観に配慮した構造に努める。
- ⑥ 空きスペースを利用し、積極的に緑化に努める。
- ⑦ 広告や看板などは、建築物と一体感のある色彩に努める。また、点滅又は回転するランプは、使用しないように努める。

<工作物の基準>

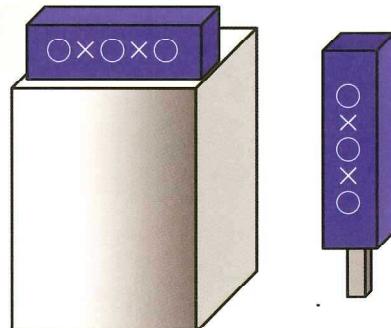
項目	景観形成基準
配置	周辺の景観との調和に努めること。 工作物の高さは、周辺の景観と調和し、良好な景観の形成に努めること。 周辺の景観に配慮し、景観の連續性を保つことが望ましい。
色彩	周辺の景観との調和に配慮し、けばけばしい色の使用を避け、一体感のある、 落ち着いた色彩に努めること。
意匠	汚れにくく、耐久性のある材料を使用すること。 敷地内の建築物や周辺の景観との調和に努めること。
植栽等	周辺の植生に適した種類の植栽に努めること。 生け垣、塀、柵などは、周辺の景観との調和に努めること。

<その他の基準>

項目	景観形成基準
土石の採取、 土地の形質の変更	周辺の景観や自然との調和に努めること。 土砂等の採取後や土地の形質の変更後は、周辺の景観に調和した植栽に努めること。
屋外における土石、 廃棄物、再生資源の堆積	堆積するものが、道路などから見え難くなるよう遮蔽に努めること。 敷地の周囲に設置する塀や柵は、地域の景観を阻害しないように努めること。
木竹の伐採	伐採後、地域の景観に配慮し植栽すること。 地域の植生に適した種類の植栽に努めること。
特定照明	照明の配置、形態意匠、色彩等について、周辺の良好な夜間景観との調和に 努めること。地域の夜間景観を損なう過度の明るさや色彩による照明の使用を 避け、特定照明による光害の防止に努めること。

// 屋外広告物等に関する制限

屋外広告物は本来、屋外広告物法及び県条例で定められて
いますが、大規模な屋外広告物（高さ 10m 又は 30 m² を越
える表示面積）については届出の対象とし、景観形成基準
を定めています。



景観形成基準

項目	景観形成基準
配置	周囲の景観に悪影響を与えないような位置、規模、形態、高さとするよう努めること。 建築物を利用する場合は、できる限りシンプルなものとし、建築物と一体性のあるものとするよう努めること。
色彩	周辺の景観との調和に配慮し、けばけばしい色の使用を避け、一体感のある、 落ち着いた色彩に努めること。 蛍光塗料や反射塗料は使用しないことが望ましい。
材料	汚れにくく、耐久性のある素材を使用すること。 歴史的、文化的に優れた場所では、自然素材や地域の伝統的な素材、 材料を用いることが望ましい。
照明	照明方法、明るさ等について周辺の良好な景観との調和に努めると。 点滅又は回転するランプは、使用しないように努めること。